

# 消費生活にゅーす

くらしの  
安全安心



兵庫県丹波県民局県民課(丹波消費者センター)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600 (TEL 0795-73-0690)



## 啓発活動の実施



10月24日(日)、丹波の森公苑において「2021 丹波の森フェスティバル」が、新型コロナウイルス感染症対策を実施のうえ開催されました。



「消費者ホットライン 188」の、のぼり旗を掲げた丹波消費者センターのテントでは、消費者トラブルの事例を紹介するパネルの展示と啓発冊子・チラシを配付しました。

県から委託を受けた、くらしの安全・安心推進員が、来場者へ消費者トラブル防止を呼びかけ、啓発グッズを配付しました。



丹波消費者団体連絡協議会は、「森のステージ」でエシカル消費を題材とした啓発朗読劇を披露し、出展ブースでは古布を再利用した「くるみボタンづくり」のワークショップを行いました。





## 消費生活トピックス



### 一方的な送りつけにご用心！

契約や注文をしていないにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられ代金の請求を受ける手口について、法律が改正され届いた商品はただちに処分することができるようになりました。

改正前は、一定期間は届いた商品を保管する必要がありましたが、保管義務がなくなったことにより、いつでも処分が可能になりました。

契約が成立していないので代金の支払義務はありませんが、誤って代金を支払ってしまった場合、事業者に対して返金を求めることが可能です。ただし、送付状や請求書に事業者の連絡先が無かったり、電話番号が繋がらず事業者と連絡が取れなかったりして、返金が困難になるケースもあります。

注意が必要なのは、一方的な送りつけに当てはまらない場合があることです。贈答品を送りつけと誤解するケース、事前に電話勧誘を受け契約が成立してしまっているケースなどが考えられます。迷うときは届いた商品をすぐに処分をせず、家族や友人に贈答品の可能性を確かめたり、電話勧誘で契約したりしていないか確認をしましょう。電話勧誘の場合には、クーリング・オフをすることができます。

迷ったとき困ったときは、すぐに消費生活センターに相談をしましょう。



### 消費者のつどいについて



今年も、丹波消費者センターでは以下の日程で「消費者のつどい」の開催を予定しています。詳細は、公式発表をお待ちください。

日程：2月23日(祝・水)13:30～16:30

場所：丹波の森公苑多目的ルーム

内容：講演、啓発漫才、啓発朗読劇など



【啓発・出前講座等の問合せ】 丹波消費者センター（丹波の森公苑内）

TEL：0795-73-0690

【消費者トラブルの相談窓口】 丹波篠山市消費生活センター（市役所内）

TEL：079-552-1186

丹波市消費生活センター（市役所内）

TEL：0795-82-0996